

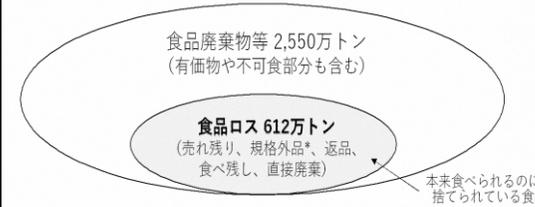
## 策定の趣旨等

- 我が国では、本来食べられることができるにもかかわらず捨てられてしまう「食品ロス」が612万トン、本道においても33万トン発生（平成29年度推計）
- 道では、平成17年に制定した「北海道食の安全・安心条例」に食育の推進を明記するとともに、「第4次北海道食の安全・安心基本計画」及び「第4次北海道食育推進計画」（平成31年3月策定）により、食品ロスの削減に向けた取組を推進
- 国は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」を令和元年5月に制定、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を令和2年3月に公表
- 消費者や食品関連事業者等、関係機関・団体など様々な道民の方々の理解と参加により、食品ロスの削減に向けた効果的な施策を推進するため策定

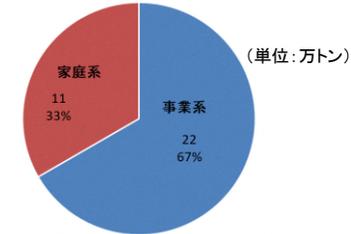
## 現状と課題

- 我が国では、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業及び一般家庭から年間2,550万トンの食品廃棄物等が排出され、このうち食品ロス量は612万トン発生
- 北海道は、恵まれた土地資源や自然環境を生かし、我が国最大の食料供給地域として、安全・安心な食料を供給する重要な役割を担っており、食品ロス削減は、食育の推進やSDGsの達成に資する重要な取組
- 平成28年度から「どさんこ愛食食べきり運動」を市町村、企業、団体、学校などと連携して推進  
また、「第4次北海道食育推進計画」において、食品ロスの削減の取組を重点事項の一つとして位置づけ推進
- 道が平成30年度に実施した食品ロスアンケート調査では、食品ロスの問題について知っている人の割合は83%、食品ロス削減のために行動している道民の割合は、「家庭で実施」：69%、「外食時に実施」：62%となっており、より一層の普及啓発が必要

全国の食品廃棄物等と食品ロスの発生量 (H29)



北海道の食品ロス量 33万トン (H29)



## めざす姿

道民運動として、一人一人が食品ロスの削減を実践  
～生産地だからこそ“もったいない”の心を大切に!～

## 基本方針と主な取組

### 【基本方針1】食品ロスを発生させない取組の推進

- ◇ 消費者個々の意識を醸成し、家庭における食品ロス削減の取組を実践
- ◇ 食品関連事業者等の意識を醸成し、食品ロス削減の取組を推進

### 【基本方針2】未利用食品等を有効活用する取組の推進

- ◇ 未利用食品等の有効活用を促進

### 【基本方針3】食品ロス削減推進体制の整備

- ◇ 関係者と連携した総合的な施策を推進
- ◇ 食品ロス削減を推進する基盤づくりを推進

## 数値目標

- 平成29年度(2017年度)に比べ令和12年度(2030年度)までに、食品ロス量を20%削減

区分	平成29年度	令和12年度	増減量
食品ロス量	33万ト <sub>ン</sub>	26万ト <sub>ン</sub>	△7万ト <sub>ン</sub>
うち事業系	22万ト <sub>ン</sub>	17万ト <sub>ン</sub>	△5万ト <sub>ン</sub>
うち家庭系	11万ト <sub>ン</sub>	9万ト <sub>ン</sub>	△2万ト <sub>ン</sub>

- 食品ロス削減のために何らかの行動をしている道民の割合を令和5年度に80%以上

区分	平成30年度	令和5年度
家庭で実施	69%	80%
外食時に実施	62%	

## 関係者の役割

- 消費者  
消費期限や賞味期限など期限表示を正しく理解するとともに、過度な鮮度志向を改め、使用頻度などに応じ、期限間近な商品の優先購入などに努める。 など
- 食品関連事業者等  
生産・製造工程、製造方法などを見直すことにより、原材料ロスや印字ミスなどによる廃棄の削減に努める。  
季節商品の予約販売など需要に応じた販売や商習慣の見直しなどの推進に努める。  
宴会時における食べきりタイムの呼びかけなど「どさんこ愛食食べきり運動」の実践に努める。 など
- その他事業者  
自ら行う取組について、積極的な情報発信などにより認知度の向上に努める。 など
- 消費者団体、NPO法人等  
行政等と連携しながら食品ロス削減に向けた取組を実践に努める。 など
- 行政  
自ら率先して食品ロスの削減に向けた取組を実践するとともに、道民や食品関連事業者等、関係機関・団体などの取組を促進する。  
食の生産から加工・流通、消費に至るフードチェーンの各段階において、食の循環や環境との関係、地域の食文化など様々な視点からの食への理解と食に関する正しい知識を深める取組を推進する。 など

# 北海道食品ロス削減推進計画(案)の概要

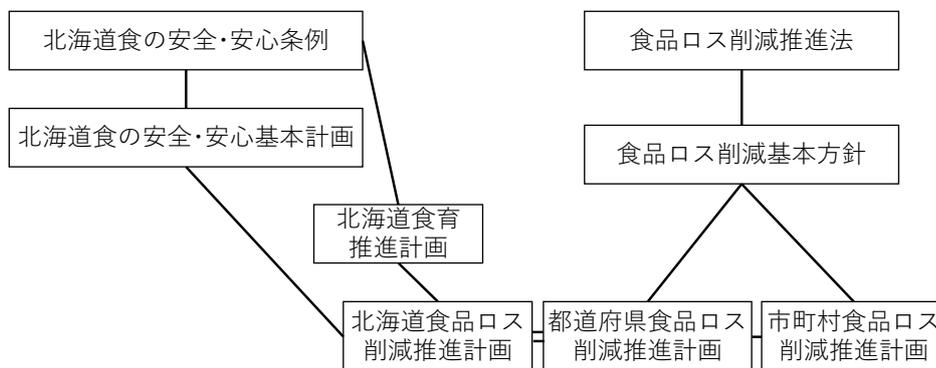
## 第1章 計画策定の趣旨等

### 1 計画策定の背景・趣旨

- 我が国では、本来食べることができるにもかかわらず捨てられてしまう食品（「食品ロス」）が、国の推計によると平成29年度(2017年度)では、全国において612万トン、本道においても33万トン発生。
- 道では、平成17年(2005年)に制定した「北海道食の安全・安心条例」に食育の推進を明記するとともに、「第4次北海道食の安全・安心基本計画」及び「第4次北海道食育推進計画」（平成31年3月策定）により、食品ロスの削減に向けた取組を推進。
- 国は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）を令和元年(2019年)5月に制定、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（基本方針）を令和2年(2020年)3月に公表。
- 今般の世界的な新型コロナウイルス感染症拡大により、食料の安定供給の重要性や地域の食の価値と魅力を見つめ直す契機。
- 消費者や食品関連事業者等、関係機関・団体など様々な道民の方々の理解と参加により、食品ロスの削減に向けた効果的な施策を積極的に推進するため策定。

### 2 計画の位置付け

- 食品ロス削減推進法に基づく都道府県食品ロス削減推進計画。
- 北海道食の安全・安心基本計画及び北海道食育推進計画の食品ロスの削減に関する個別計画。



### 3 計画の期間

令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間。

## 第2章 食品ロス等の現状と課題

### 1 全国的な食品ロスの発生状況

食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業の事業系と一般家庭の家庭系を合わせて年間2,550万トンの食品廃棄物等(有価物や不可食部分を含む)が排出され、このうち本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロス量は612万トン発生(平成29年度(2017年度))。

- (1) 事業系食品ロス：328万トン(54%)
- (2) 家庭系食品ロス：284万トン(46%)
- (3) 食品ロス削減に取り組んでいる者の割合：71.0%

### 2 北海道における食品ロスの発生状況

国の手法にならって道内の食品ロス量を推計すると、事業系と家庭系を合わせて年間233万トンの食品廃棄物等が排出され、このうち食品ロス量は33万トン発生(平成29年度(2017年度))。

- (1) 事業系食品ロス：22万トン(67%)
- (2) 家庭系食品ロス：11万トン(33%)

### 3 北海道の現状と課題

○ 北海道は、恵まれた土地資源や自然環境を活かし、我が国最大の食料供給地域として、安全・安心な食料を供給する重要な役割を担っており、食品ロスの削減は、食育の推進やSDGsの達成に資する重要な取組。

○ 平成28年度(2016年度)から「どさんこ愛食食べきり運動」を市町村、企業、団体、学校などと連携して推進。

また、「第4次北海道食育推進計画」において、食品ロス削減の取組を重点事項の一つとして位置付け、取組を推進。

○ 北海道は、工業製造品出荷額に占める食料品製造業の割合は34.9%と全国の9%を大きく上回り、事業系食品ロスの割合が3分の2を占めている。

○ 道が平成30年度(2018年度)に実施したアンケート調査によると、

- ・「食品ロスの問題について知っている人の割合」：83%
- ・「家庭で食品ロス削減に取り組んでいる人の割合」：69%
- ・「外食・宴会で取り組んでいる人の割合」：62%

となっており、知っている人の割合に比べ家庭や外食・宴会で取り組んでいる人の割合が低く、一層の普及啓発が必要。

### 第3章 食品ロス削減の推進方針及び施策

#### 1 食品ロス削減のめざす姿

- 北海道は、我が国最大の食料供給地域であり、農林水産業が食品加工などの他産業とも深く結びつき、地域の経済と社会を支える基幹産業。
- 「北海道食の安全・安心条例」において、食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育の推進を明記。
- 「第4次北海道食の安全・安心基本計画」では、「食」に関する理解を深める食育の推進を掲げ、農林漁業体験活動などを通じて「地域の食を知り、伝える」取組や食品ロスの削減に向けた「どさんこ愛食食べきり運動」を「北海道SDGs推進ビジョン」に位置付け、持続可能な地域社会形成に向けた北海道全体の主体的な取組として推進。
- 「第4次北海道食育推進計画」において、「食と環境の関係を考え、行動する」を重点事項として位置付け、食品ロスの現状や社会に与える影響、削減の意義等について理解の促進を図るとともに、市町村や団体、企業、メディア等と連携した普及啓発の実施。
- 食品ロスの削減を他人事ではなく我が事として捉え、理解するだけにとどまらず行動に移すことが重要。

#### めざす姿

道民運動として、一人一人が食品ロスの削減を実践  
～生産地だからこそ“もったいない”の心を大切に！～

#### 2 推進の視点

##### (1) 地域性

食品ロス削減の取組は、消費者教育や環境問題、産業振興、地域づくりなどにわたり、地域の特性を踏まえた取組を進めることが重要。

##### (2) 連携・継続性

食品ロスを削減するためには、国・地方公共団体、食品関連事業者等、消費者などの多様な主体が相互に連携を図り、それぞれの立場で主体的に理解して行動する取組を継続的に行うことが重要。

### 3 基本方針と取組事項

- 「めざす姿」を実現するため、消費者、食品関連事業者等、関係機関・団体、行政などが連携するとともに、それぞれが持続的・主体的に食品ロスの削減に向けた活動を行うため、3つの基本方針を設定し、取組を推進。

#### 【基本方針1】 食品ロスを発生させない取組の推進

##### ◇ 消費者個々の意識を醸成し、家庭における食品ロス削減の取組を実践

- ▷ 食品ロスの現状や社会へ与える影響、削減の意義等について理解の促進を図る。
- ▷ 自ら排出している食品ロスを把握するとともに、食べ物大切さや感謝の気持ちを持ち、地域の食の価値や魅力を見つめ直し、“もったいない”の心を育むための啓発を推進。
- ▷ 体験や経験などを通じて、生産から加工・流通、消費に至るフードチェーン全体に対する理解の促進を図る。
- ▷ 各種媒体を活用して、積極的に食品ロスの削減に向けた情報発信に努めるとともに、食品ロス削減月間などでの集中的な普及啓発を推進。

##### ◇ 食品関連事業者等の意識を醸成し、食品ロス削減の取組を推進

- ▷ 食品ロスの現状や社会へ与える影響、削減の意義等について理解の促進を図る。
- ▷ 製造工程や販売方法、商習慣の見直しなど、食品ロスの削減に向けた取組の推進を図る。
- ▷ 保存性の向上など、食品ロスの削減に向けた商品開発や技術開発・普及などの促進を図る。
- ▷ 食品ロスの削減につながる事例などの情報発信に努めるとともに、人材育成などの推進を図る。
- ▷ 食品関連事業者等と連携したキャンペーン活動や「どさんこ愛食食べきり協力店制度」の登録推進を図る。

#### 【基本方針2】 未利用食品等を有効活用する取組の推進

##### ◇ 未利用食品等の有効活用を促進

- ▷ 未利用食品等について、直売所などでの販売や再生利用、フードバンク活動など未利用食品等を有効に活用する団体への提供など、有効活用に向けた取組を推進。
- ▷ フードバンク活動など未利用食品等を有効に活用する団体に対する食品関連事業者等や消費者などの理解の促進を図る。
- ▷ フードバンク活動など未利用食品等を有効に活用する団体との連携の強化を図る。

### 【基本方針3】 食品ロス削減推進体制の整備

#### ◇ 関係者と連携した総合的な施策を推進

- ▷ 庁内関係部局で構成する「食育推進連絡会議食品ロス対策部会」を中心に、食品ロス削減に向けた取組を推進。
- ▷ 国をはじめ食品関連事業者等や関係機関・団体などとの連携・協働に努めるとともに、関係者の取組を促進。

#### ◇ 食品ロス削減を推進する基盤づくりを推進

- ▷ 市町村食品ロス削減推進計画策定に向けた取組を促進。
- ▷ 市町村や関係機関・団体等が実施する食品ロス削減に向けた取組を促進。

## 4 数値目標

### (1) 食品ロス発生削減目標

平成29年度(2017年度)を基準に、令和12年度(2030年度)までに、食品ロス量を20%削減。

区 分	平成29年度	令和12年度	削 減 量
食品ロス量	33万ト	26万ト	△7万ト
うち事業系	22万ト	17万ト	△5万ト
うち家庭系	11万ト	9万ト	△2万ト

### (2) 食品ロスの行動目標

食品ロス削減のために何らかの行動をしている道民の割合を、令和5年度に80%以上とする。

区 分	平成30年度	令和5年度
家庭で実施	69%	80%
外食時に実施	62%	

## 第4章 計画の推進

### 1 関係者の役割

食品ロスは、事業系、家庭系の双方から発生しており、その削減に向けては、消費者と食品関連事業者等が主体的にそれぞれの役割を理解し実践することが重要。

食品関連事業者等は食品ロスの削減に当たっての課題や自ら行っている取組を消費者に伝え、消費者はそれを受け止めて、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者等の商品や店舗等を積極的に利用するといった双方向の取組が必要。

消費者団体やNPO法人、行政などもそれぞれの役割を果たしながら連携・協働し、食品ロスの削減に向け持続的に取り組むことが重要。

#### (1) 消費者

- 食品ロスの状況や社会に与える影響、削減の意義等、自ら排出している食品ロスの現状について理解・把握に努めます。
- 食の大切さや地域の食文化、災害時の食料の大切さなど様々な視点から食への理解と食に関する正しい知識を深めるように努めます。
- 体験や見学などを通じて、フードチェーン全体に対する理解を深めるとともに、地域における食の価値や魅力を見つめ直し、地産地消の推進などに努めます。
- 剥き過ぎや過剰除去に気をつけ、小分けなどによる適切な保存、食べきれなかったものは、工夫してリメイクなどに努めます。
- 消費期限や賞味期限など期限表示を正しく理解するとともに、使用頻度などに応じ、期限間近な商品の優先購入などに努めます。
- 商習慣の見直しなど食品関連事業者等が行う食品ロスの削減に向けた取組を理解し、協力を努めます。
- 外食時に料理が残ってしまった場合は、外食事業者を確認の上、説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲での持ち帰りに努めます。
- 道や市町村などが行う食品ロスの削減に向けた取組等への積極的な参加・協力を努めます。

#### (2) 食品関連事業者等

食品関連事業者等は、フードチェーン全体での食品ロスの状況とその削減に向けた取組の必要性について理解を深めるとともに、自らの行う取組などの情報発信や啓発に努めます。

また、フードチェーン全体での連携・協働を図り、食品ロスの削減や適正な再生利用、未利用食品等の有効活用の促進に努めます。

さらに、国や道などが実施する食品ロスの削減に関する施策や取組に協力するよう努めます。

#### [農林漁業者・食品製造業者]

- 規格外農産物等や規格外品の直売所での販売や飼料化・堆肥化などへの再生利用を図り、有効活用の促進に努めます。
- 生産・製造工程、製造方法などを見直すことにより、原材料ロスや印字ミスなどによる廃棄の削減に努めます。
- 取引業者と販売計画などの情報共有を図り、需要予測精度の向上による余剰在庫の削減や商習慣の見直しなどの推進に努めます。
- 容器・包装等を見直すことによる消費期限・賞味期限の延長や、自らが行う食品ロスの削減に向けた取組について、情報発信などに努めます。
- 食品廃棄物等の再生利用を図るなど循環型社会形成の推進や、フードバンク活動など未利用食品等を有効に活用する団体への提供など、有効活用の促進に努めます。

#### [食品卸売業者・食品小売業者]

- 取引業者と販売計画などの情報共有を図り、需要予測精度の向上による余剰在庫の削減や保管・配送時の破損等による廃棄の削減に努めます。
- 季節商品の予約販売など需要に応じた販売や商習慣の見直し、小容量販売やバラ売り、消費者が購入量を選択できる販売方法の見直し、自らが行う食品ロスの削減に向けた取組について、情報発信などに努めます。
- 食品廃棄物等の再生利用を図るなど循環型社会形成の推進や、フードバンク活動など未利用食品等を有効に活用する団体への提供など、有効活用の促進に努めます。

#### [外食事業者]

- 需要予測精度の向上や調理、注文ミスの削減などに努めます。
- 小盛りや小分けメニューなど消費者が食べきれる量を選択できる仕組みの導入や、自らが行う食品ロスの削減に向けた取組について、情報発信などに努めます。
- 食品廃棄物等の再生利用を図るなど循環型社会形成の推進や、フードバンク活動など未利用食品等を有効に活用する団体への提供など、有効活用の促進に努めます。
- 自己責任であることの説明や食中毒等を予防するための工夫を行った上で、持ち帰りに可能な限り協力するよう努めます。

#### (3) その他事業者

- 食品関連事業者等が行う食品ロスの削減に向けた取組への理解の促進や主体的に食品ロスの削減につながる取組の実践に努めます。
- 行政等と連携しながら食品ロスの削減に向けた取組を実践に努めます。

#### (4) 消費者団体、NPO法人等

- 行政等と連携しながら食品ロスの削減に向けた取組を実践に努めます。
- 自ら行う取組について、積極的な情報発信などにより認知度の向上に努めます。

#### (5) 行政

- 自ら率先して食品ロスの削減に向けた取組を実践するとともに、道民や食品関連事業者等、関係機関・団体などの取組を促進。
- 食の生産から加工・流通、消費に至るフードチェーンの各段階において、食の循環や環境との関係、地域の食文化など様々な視点からの食への理解と食に関する正しい知識を深める取組を推進。
- 食材の保存方法や料理レシピ、食品ロスの削減につながる技術や事例などの情報提供・発信等を推進。
- フードバンク活動など未利用食品等を有効に活用する団体と連携の強化を図るとともに、取組などの情報提供・発信等を推進。
- 食品ロス削減運動を展開するための推進体制を整備するとともに、道民や食品関連事業者等、関係機関・団体などと連携し、「どさんこ愛食食べきり運動」の普及啓発を推進。
- 商習慣など食品ロスの削減に向けた全国的な取組や制度の見直し等について、国と一体となった推進。
- 家庭から排出される生ゴミをはじめとしたゴミの排出抑制を促進するため、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の普及啓発を推進。
- 市町村は、国の基本方針及び本計画を踏まえ、地域住民等に対する食品ロスの削減に関する普及啓発や各種施策を推進。

## 2 食品ロス削減の推進体制

- 道は、庁内関係部局で構成する食育推進連絡会議食品ロス対策部会を中心に、施策等を検討するとともに、国などと連携して食品ロスの削減に向けた取組を推進。
- 市町村や食品関連事業者等、関係機関・団体など関係者と連携を図り、食品ロスの削減に向けた取組を総合的に推進。